

令和7年度 第2回木更津市図書館協議会 会議録

- 1 会議名 令和7年度 第2回木更津市図書館協議会
- 2 日時 令和8年3月26日(木) 午後2時～午後4時15分
- 3 会場 木更津市立図書館 大会議室
- 4 出席者 長島田鶴子委員 多喜成美委員 小山百合子委員
鎌田節子委員 伊藤美津代委員 中原まどか委員
蓑島正広委員
北村晴美図書館館長
(事務局) 石渡恵副館長 遠藤幸江副主幹
(説明者) 鈴木昭宣企画部地域政策室長
鶴田洋平企画部地域政策室まちづくり係長
- 5 協議事項
 - (1) 令和8年度図書館事業計画について
 - (2) 令和7年度決算状況及び令和8年度予算について
 - (3) 吾妻公園文化芸術施設の管理運営に係る基本的な考え方(案)について
- 6 会議の公開・非公開の別及び傍聴人の数
公開・傍聴人6名
- 7 資料
令和7年度第2回木更津市図書館協議会 次第
令和7年度第2回木更津市図書館協議会 席次
令和8年度図書館事業計画
令和7年度予算支出状況及び令和8年度当初予算
吾妻公園文化芸術施設の管理運営に係る基本的な考え方(案)について

8 会議の内容

(事務局)

ただ今より令和7年度第2回図書館協議会を開催いたします。協議会の開催にあたり本日の会議について報告いたします。本協議会は、木更津市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則に基づき公開されております。本日の傍聴人は、6名です。また、本日の会議は、委員10名中7名の出席でございます。従いまして、図書館協議会運営規則第4条第1項の規定により、委員の2分の1の以上の出席がございますので、本日の会議は成立しております。

以上、ご報告いたします。

では、はじめに小山議長よりご挨拶をいただきたいと存じます。

小山議長挨拶

(事務局)

ありがとうございました。

それでは会議に移ります

今後の進行につきましては、木更津市図書館協議会運営規則第2条第3項により小山議長にお願いします。

また、本日の議事録署名人は、多喜委員と鎌田委員にお願いいたします。

また本日14時40分頃から企画部の職員による第3号議案の説明が予定されていますので、それまでの時間に第1号議案及び第2号議案の話が伺えましたらと思います。

それでは、小山議長よろしくをお願いいたします。

(小山議長)

それでは、議題の(1)「令和8年度事業計画について」について事務局より、ご説明願います。

(事務局)

では、令和8年度の計画についてご説明いたします。

お手元の令和8年度事業計画をご覧ください。

今年度の成果を踏まえ、新年度の計画をご説明申し上げます。

時間の都合上、主だったものみの説明となりますが、ご了承ください。

まず、4番の保育園等おはなし会については、今年度は、桜井保育園、わかば保育園、なかごう保育園、むつみ保育園、請西保育園、請西子育て支援センターの6施設から依頼があったものとなります。いずれも対象月齢に合った素話や絵本の読み聞かせを行い、幼児期の読書活動を推進することができました。

保育園等おはなし会と5番の大人のためのおはなし会では、それぞれ図書館利用団体にも協力をいただき事業を開催しています。令和8年度も引き続き図書館利用団体と連携をしながら各種おはなし会を開催してまいります。

続いて6番のブックスタート事業ですが、健診会場でブックスタートボランティアによる絵本の読み聞かせとブックスタートパックのプレゼントを実施しています。

今年度はそのボランティアのスキルアップ研修も開催し、改めてブックスタートの意義や最新の子育て事情を学んだ上で、ブックスタートに臨むことができました。

次年度も継続してブックスタートを行ってまいりたいと思います。

7番の児童文学講座は、つい先日開催をいたしまして、児童文学作家のいとうみくさんをお招きいたしました。私たち図書館員も常々思っている事なのですが、児童文学は児童期という本当に短く、いろいろなものを吸収する時期に読むものですので、いとう先生が物語を描くときの信条である「成長中の子どもたちには自分を肯定できるものに出会ってほしい、人は信じるに足りるものと思えるものを届けたい」との言葉は、とても心に響くものでした。やはり作家さんの思いをご本人の言葉で聞くことのできることは非常に有意義だと感じました。

参加者からもとても好評をいただきましたので、作家さんの思いを直接ご自身の言葉で聞く貴重な機会ですので、次年度も継続して行ってまいりたいと考えています。

8番の夏休み企画 図書館で過ごそう！は、新規事業として開催をいたしました。

夏季休業期間に小中学生が自由に過ごせる場の提供および子ども司書の活動の場として、また図書館利用団体との連携の場として開催しました。実施にあたり、子どもたちの読書活動に身近に接している読書相談員に協力いただくことがよいのではと考え、関係課と相談し、図書館利用団体のなかで有志の活動をしている方々へ、サポーターとしてボランティア協力を呼びかけました。結果として協力いただけましたが、こちらの配慮不足により、戸惑わせてしまう部分がありました。次年度はそのようなことがないよう、引き続き協力を仰げるよう準備をしたいと思います。

また、子ども司書として認定した生徒もサポーターとして参加していただきました。子ども司書養成講座で学んだ結果を還元できる場としても有効であったので、次年度も継続してまいりたいと思います。なお、参加した子どもたちからも保護者からも非常に好評で、図書館としても「図書館は自由に誰でも使ってよい」というあたりまえのことを周知できた、よい機会であったと思います。

14番の企画展示は、2階のロビーでの展示のほか、昭和100年を記念した「木更津の小さな昭和コレクション」を図書館別棟恵春庵で開催しました。昭和50年代に当時の職員が収集したマッチ箱などを展示し、延べ214人の来場があり当時は懐かしんでいただくことができました。

また、以前図書館で開催しました、昔の風景絵葉書のミニ展示を市内5施設で巡回展示いたしました。

17番の講師派遣事業は、様々な団体からお声がけをいただき、今年度は20件の依頼がありました。高齢者サロンなど図書館に来ることが難しい方たちにも読書の楽しさを伝えることができる良い機会ですので、今後も可能な限りご要望にはお答えしてまいりたい

と思っております。

21番の地域交流センター図書室等整備事業ですが、現在の公民館が令和8年度から地域交流センターに変わります。施設名称は変わりますが、現在公民館図書室と連携している部分は引き続き継続してまいります。

資料の最終面に、各公民館等図書室での利用統計を添付しておりますので、ご参考までにご覧ください。

今後もより良いサービスについて、関係課と連携相談をしていながら継続していきたいと思っております。

27番の高齢者サービスは新規事業となり、高齢者施設へ図書館利用の案内を行うほか、高齢者向けブックリストの配付など、高齢者サービスの周知を行いました。

30番の図書館移転計画策定は、令和10年度に供用開始となる吾妻文化芸術施設への移転について、スムーズな移転ができるよう情報収集を行っています。現状では具体的な移転スケジュールまでは策定ができなかったため、引き続き関係課と協議を行いながらスムーズに移転作業ができるようにしてまいりたいと思います。

31番の文芸講演会ですが、こちらは2年ごとの開催となっておりますので、来年度に開催予定となります。先ほどの移転スケジュールにもよりますが、現在の図書館で開催する講演会としては最後となる可能性がありますので、図書館や木更津にゆかりのある作家さんをお招きできればと考えております。講師の選定については非常に難しいものですが、皆さんが来てもらって良かったと思えるような、より良い講師を慎重に探してまいりたいと思います。

その他にも図書館に来ていただくきっかけとして「れきおんミニコンサート」や「大人のための絵本セラピー」、児童生徒の読書支援として「1日図書館員体験」、「子ども司書養成講座」を開催するとともに、電子図書サービスの更なる普及活動や、少数ではありますが郷土資料のデジタル配信などにも取り組んでまいります。

それらを含めながら図書館の基本である資料の収集保存提供、質の高いレファレンスサービスの提供などを行いながら、図書館としての基本的機能が低下することのないように、新しい事業に取り組んでまいりたいと思っております。

以上を令和8年度の事業計画として考えております。

(小山議長)

ありがとうございました。

この計画について何かご質問ご意見はありますか。

挙手で発言をお願いいたします。

(長島委員)

いろいろとお考えいただき、ありがとうございます。

私は中学校、正確には学校全体の代表として参加しております。

学校図書館には、基本的に子どもたちのために選書された図書しか所蔵されていませんが、年齢が上がるにつれて、子ども向けの本だけでなく、大人向けの本にも目を向けたいと考える生徒が出てきます。そのような中で図書館という存在が、より身近になることにより、途切れのない読書生活を支えていただける点は、大変ありがたいと感じております。

私は以前から、学校と図書館とが、より近い関係でありたいと常に思っております。現在、学校では「学校司書」という役割を配置しており、これは学校図書館法に規定されています。しかしながら資格要件については、必ずしも司書資格や学校司書の資格を有していなくても従事できる仕組みとなっております。背景として、そうした資格を持つ人材が十分に確保できない現状があり、一方で、学校の子どもたちに図書を届けたい、子どもたちが本を通じて笑顔になることを願い、図書に対する思いを持って関わってくださる方々が集まっている状況があります。

そのような中で、先ほどお話に出ていた、学校図書館担当者を集めて研修や取り組みを行ってくださるといった活動を、ぜひ今後さらに広げていただければと考えています。図書館運営のプロとして培われた知識や実践例を共有していただくことは、学校図書館の運営にとっても大きなプラスになります。

また、私の学校ではインターネットを利用した電子図書館を導入していますが、その活用方法などを学校司書が担えるようになれば、取り組みの幅がさらに広がるのではないかと感じています。

また、事業についても、数を増やしていくことより現在行っている取り組みの質を高めていくことが重要ではないでしょうか。例えば、参加者が少ない事業については、終了を検討する時期に来ているものもあると思います。そうした点も含め、間口を無理に広げ続けるのではなく、「効果がある」と感じられる取り組みの質を高めていくことが望ましいと考えます。

間口を広げすぎると、その分、職員の皆様の負担が大きくなることも懸念されます。

よく「前年よりも数値を上げるために頑張る」という表現がありますが、一見正しく思えても、人ができることには限界があります。前年に全力で取り組んだものを、さらに上回る成果を出すことは、決して簡単なことではありません。ゼロから新たに取り組みを始める場合には数値目標を設定する意義もあると思いますが、人口が減少している現状を踏まえれば、数値が横ばい、あるいは多少下がったとしても、市民に対する責任を果たしていないとは言えないのではないのでしょうか。

職員の皆様が過度な負担を抱えることなく、「本が好きである」という思いが自然に市民に伝わるのが、結果として読書の普及につながると考えています。皆様のご健康にも十分ご留意いただきたいという思いも込めて、発言させていただきます。

(小山議長)

ありがとうございました。

事務局としていかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。

先ほども申し上げましたが、職員数が限られている中で、日常業務を行いながらさまざまな事業を実施することには、一定の負担が伴う面がございます。一方で、事業を行うことによって新たな利用者の獲得につながるという側面もあります。

ご意見を踏まえ、単に数を増やすのではなく、効果を見極めながら質を高めていくことが重要であると考えています。その上で、状況に応じて新たな取り組みを展開していければと思います。また、学校との連携についても、より一層深まるよう取り組んでまいりますので、今後ともご意見をいただければ幸いです。

(小山議長)

ありがとうございました。

それでは、ほかにご意見はございますか。

伊藤委員、お願いします。

(伊藤委員)

ご説明ありがとうございました。

大変申し訳ありませんが、私の理解不足もあり、事業計画27番の高齢者サービスについて、先ほど少しご説明をいただきましたが、もう少し詳しく教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

(小山議長)

それでは、事務局からお願いします。

(事務局)

図書館では、これまで高齢者サービスの一環として、大活字本など文字の大きな図書を積極的に収集しております。一方で、そうした図書の存在自体が、十分に知られていないという声も多く聞かれておりました。

そこで今回は、地域包括支援センターを中心に、「図書館ではこのようなサービスを行っています」「大きな文字の本があります」といった情報をお伝えする機会を設けさせていただきました。また、電子図書についても、資料によっては文字の拡大機能や音声読み上げ機能を利用できるため、図書館へ来館することが難しい方にとって、一定の受け皿になり得ると考えています。

さらに、団体貸出についても、施設でまとめて本を利用したい場合には相談していただけることを、広く説明する機会を設けさせていただき、これらについての説明をさせていただきました。

(小山議長)

伊藤委員、お願いします。

(伊藤委員)

ありがとうございます。

施設などで本を借りたい場合、図書館職員の方が届けてくださるのでしょうか。それとも、施設の方が取りに来る形になるのでしょうか。

(小山議長)

それでは、事務局からお願いいたします。

(事務局)

本来であれば配送できることが理想ではありますが、学校の場合と同様に、現時点では原則として図書館まで取りに来ていただき、利用後に返却していただく運用としております。

(小山議長)

伊藤委員お願いします。

(伊藤委員)

ありがとうございます。よく分かりました。

(小山議長)

ほかにご意見はいかがでしょうか。

それでは、鎌田委員、お願いします。

(鎌田委員)

これだけの事業を実施されていることに、まず敬意を表したいと思います。

図書館には、カウンター業務だけでは見えないサービスが非常に多く存在しますが、近年、近隣の図書館では、財政的な事情から開館時間の短縮や開館日数の削減、電子図書館の契約中止など、サービス低下が目立つ状況が見受けられます。図書館は、郷土資料室などを見ても分かるように、日々の積み重ねを蓄積していく場であり、市民にとって大変重要な存在です。市民の立場から申し上げますと、新しいサービスを無理に増やすよりも、現在行っているサービスを安定して継続できる体制を、皆様に検討しながら維持していくことが大切だと感じています。

この点については要望になりますが、現行のサービス内容を大切に、継続して提供していくことにこそ意味があると思いますので、今後もぜひ頑張っていただければと思います。よろしくをお願いいたします。

(小山議長)

それでは、事務局お願いします。

(事務局)

ありがとうございます。

いただいたお言葉を、大変温かいものとして受け止めております。次年度以降も、そのお気持ちに沿った形で事業に取り組んでまいりたいと考えております。

(小山議長)

それでは、多喜委員お願いします。

(多喜委員)

読書相談員の多喜です。私が勤務しております鎌足中学校および鎌足小学校では、図書館から多くの図書を貸し出していただいております。以前は難しかったことについても、子どもたちのために柔軟に対応していただいております。そのおかげで、子どもたちは大変喜んでおり、学校で図書館の本を借りられるということ、とても嬉しく受け止めています。

リクエストについても、全体の約25～30%ほどとなっており、それらを取り寄せていただいております。1年間を通して大量のリクエストに対応していただいている上、必ず期限内に返却するという前提の下で、新刊や他館から取り寄せた図書も貸し出していただけるようになりました。

図書というものは、ピンポイントにテーマを絞ったものなど非常に個性が強く、たくさん用意すれば良いというものではなく、その学校、その子どもたちに合った、今読める本、将来につながる本に出会えるかどうか重要です。蔵書の幅が広がることで、子どもたちが今読みたかった本、将来の夢につながる本をガイドとして手渡すことができるようになります。

実際に、「こんな本があったの?」「本当に借りられたの?」と、驚きと喜びをもって受け取る子どもたちの姿を多く見てきました。本を手にしたまま休み時間に走っている子どももおり、そうした喜びの声は、できる限り返却時に図書館へお伝えするようにしています。

一方で、読書相談員は会計年度任用職員であり、配置が変わることもあります。また、業務上は校長先生から指示を受け、学校業務の一環として活動しています。そのため、事業計画の8番にありましたように、学校を通さずに図書館から直接依頼や業務が来しまうと、今回の事業についても、鎌足小・中学校ともに校長先生が把握していなかったという状況が生じてしまいますので、今後は、ぜひ学校を通してご連絡をいただければと思います。私自身もボランティアとして積極的に関わりたいという気持ちは十分にありますので市全体、地域全体で読書推進を進めていくにあたり、できる限りお互いに協力し合える関係で進めていければと考えています。

感謝の気持ちとともに、組織的な立場や手続きを踏まえ、連携の際には飛び越えがないようご配慮いただければ幸いです。以上です。

(小山議長)

それでは、事務局をお願いします。

(事務局)

ありがとうございます。

これは個人的な意見になりますが、多喜委員がいらっしゃる現在鎌足小・中学校、またその前には富来田小・中学校にいらっしゃった際も含め、関わる方が積極的に動かれることで、本も大きく動くのだと、受け取る側として実感していました。

図書館も同様ですが、単に本があるだけではなく、それを紹介し、子どもたちに手渡す人がいて初めて、図書館の機能が十分に発揮されるのだと感じています。相談員の皆様の

お仕事を拝見し、私たち自身が気づかされ、学ばされることも多くあります。

今後も引き続きご協力いただけるよう、こちらとしても制度面での検討を進めておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

(小山議長)

時間の関係もありますので、次に進んでもよろしいでしょうか。

それでは、次の議題2に入ります。

議題は、「令和7年度の決算状況および令和8年度の予算について」です。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

こちらにつきましては、事前に配付しております資料に基づいてご説明いたします。

令和8年3月4日現在の状況となりますが、今年度の執行状況を記載しております。また、新年度である令和8年度の当初予算額につきましても、併せて記載しております。

全体としては、特に大きな動きはございません。大きな変動点を挙げるとすれば、来年度は先ほども申し上げましたとおり、文芸講演会を開催する年度となるため、その分の各種行事費が増加している点になります。

施設の移転まで、およそ2年となっております。移転に向けては、今後新たに予算面での見直し等も必要になると考えておりますが、令和8年度につきましては、今年度と大きく変えることなく事業を進めていく予定です。その中で、令和9年度に向けて、増やすべき予算の検討や必要な整備を進めていかなければならないと考えております。

(小山議長)

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、第2号議案まで終了といたしまして、次に進みたいと思います。議題3「吾妻公園文化芸術施設の管理運営に係る基本的な考え方について(案)」に移ります。

ご説明担当の方はいらっしゃいますでしょうか。

(事務局)

はい、待機しております。

(小山議長)

それでは、事務局からお願いします。

(事務局)

冒頭でもご説明申し上げましたとおり、本日は企画部の職員から、より詳しい説明を行う予定となっております。

入室 鈴木昭宣企画部地域政策室長・鵜田洋平企画部地域政策室まちづくり係長

(事務局)

入室していただきました。

資料につきましては、事前にカラー刷りの資料をお渡ししておりますので、そちらに沿って説明をさせていただきます。

(企画部)

それでは、企画部地域政策室の鈴木と鴫田から説明をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

図書館協議会委員の皆様におかれましては、吾妻公園文化芸術施設整備事業につきまして、これまでさまざまな機会を通じてご意見やご協力をいただいておりますこと、誠にありがとうございます。特に中原副議長におかれましては、複数年にわたり本事業に係る附属機関の委員としてご就任いただき、貴重なご意見を賜ってまいりました。この場をお借りして、改めて御礼申し上げます。

さて、本事業につきましては、本年度、文化芸術施設等の詳細な施設構造および設備を定める建築実施設計を進めているところです。また、本年12月頃から文化芸術施設の建設工事に着手し、その後、令和10年度末の供用開始を目指して整備を進める予定としております。このような状況の中、本市で初めての本格的な複合文化施設となる本施設について、利用者にとってどのような管理運営体制が望ましいかを、事務局を含め市役所内の関係各課とともに協議・調整を進めてまいりました。

今般、市長部局として、また、これまで整備を担当してきた課として、管理運営に係る基本的な考え方(案)を取りまとめ、今月6日に開催された総合教育会議においてご説明し、教育委員会の皆様との協議を行ったところです。本日は、その内容につきまして改めて図書館協議会委員の皆様にご説明させていただく機会を頂戴いたしましたので、よろしく願いいたします。

それでは、資料の2ページをご覧ください。

改めて、「1. 園文化芸術施設について」説明いたします。

まず、「(1) 整備コンセプト」ですが、本施設は、ホール、図書館、中央地域交流センターにそれぞれ求められる機能を十分に確保した上で、従来のように用途ごとに分断して利用する施設ではなく、エントランスや共用部を介して各機能が緩やかにつながり、新たな活動や交流が自然に交わる公共施設を目指しております。

次に、「(2) 複合化する機能と所管部署等」についてですが、本施設が提供する機能は、現在、4部5課が所管しております。このうち、図書館につきましてはご案内のとおり教育委員会が所管しており、それ以外の機能は市長部局が所管しております。

次に、3ページをご覧ください。「2. 運営上の基本的な考え方」についてです。

本施設の管理運営にあたってのポイントとして、以下の5点を掲げています。

1点目は、利用者が利用しやすい一体性の確保。2点目は、各機能における専門性・継続性の確保。3点目は、各機能の相乗効果による新たな価値の創出。4点目は、行政組織における縦割りの解消。5点目は、市職員が担う業務の最適化です。これらを踏まえ、複

合施設としての管理運営のあり方について、目指すべき方針を3点掲げております。

1点目は、「分かりやすく、誰もが利用しやすい管理運営」です。具体的には、開館日や開館時間の統一など、利用者にとって分かりやすい一体的な管理を行うとともに、問い合わせ等にワンストップで対応できる体制を構築したいと考えています。

2点目は、「各機能の専門性・継続性を確保しつつ、複合施設ならではの新たな付加価値を生み出す管理運営」です。ホール、図書館、中央地域交流センターそれぞれにおいて専門性と継続性を確保できる体制を構築するとともに、複合する多様な機能を相互に組み合わせることで、利用者に新たな付加価値を提供したいと考えています。

3点目は、「効果的・効率的な管理運営」です。管理事務等の一元化を図り、各機能の職員が連携して業務を行うことで運営コストの縮減を図るとともに、複合施設ならではの魅力的なコンテンツを提供することで、施設全体の稼働率向上を目指します。

続いて、4ページをご覧ください。

現在、公共施設の管理運営方法としては、直営方式または指定管理者制度が考えられます。本施設の特徴としては、先ほど整備コンセプトでご説明したとおり、ホール、図書館、地域交流センターの各機能が緩やかにつながることにより、利用者や活動が自然に交わる環境を生み出す公共施設を目指している点にあります。

このため、本施設は一般的な複合施設のように壁等で機能区分が明確になっておらず、極端に申し上げますと、同一の空間をホールとして管理運営する部分と図書館として管理運営する部分に分けて運用する必要があります。

このような構造上、ホール部分を従来どおり指定管理者制度によって管理し、図書館部分を直営で管理運営するという組み合わせは、本施設においては困難であることが、他施設で指定管理を受託している事業者へのヒアリング結果等から明らかになっております。

そのため、こちらの表では、本施設の管理運営方法について、「全て直営」と「一体的指定管理」の二つの区分に分け、市民サービスの向上、コスト縮減効果、効率的な職員配置の観点から比較分析を行っております。

まず、1点目の「市民サービスの向上」についてです。全て直営の場合、安定的かつ継続的な管理運営が期待できる一方で、機能ごとに所管部署が異なり、窓口や管理事務が分かれることから、いわゆる縦割りの管理運営となる可能性が考えられます。

一体的に指定管理を行う場合は、窓口等の一元化により、ワンストップで利便性の高い施設サービスの提供が期待できます。また、市職員より柔軟な雇用形態によって利用者ニーズに対応することや、民間事業者のノウハウを活用した新たなサービスの提供も期待されます。一方で、デメリットとしては、運営者の変更や撤退といったリスクが考えられます。

次に、2点目の「コスト縮減効果」についてです。全て直営の場合、複数の所管課が混在し、機能ごとに職員を配置する必要があるため、管理部門等における人件費が重複する可能性が考えられます。一体的に指定管理を行う場合には、経営的な視点を踏まえた事業

展開や創意工夫により、経費の削減や稼働率向上による増収が期待できます。また、一体的な管理運営により、さらなるコスト削減効果が見込まれるものと考えられます。

最後に、3点目の「効率的な職員配置」についてです。全て直営の場合、これまで直営で培ってきた運営ノウハウを生かすことができる一方、施設規模の拡大等により職員の増員が必要となり、また定期的な人事異動により担当職員が入れ替わることとなります。

一体的に指定管理を行う場合には、施設全体を一体的に捉えた業務分担が可能となり、効率的な人員配置が可能となります。また、専門人材を継続的に雇用できる点も大きなメリットであると考えられます。

以上のことから、検討事項1として、3点の管理運営基本方針の実現に向け、文化芸術施設、公園広場、交通公園等を含めた一つの公の施設として、指定管理者制度を活用した一体的な管理運営について、検討を進めていきたいと考えております。

それでは、5ページをご覧ください。

「3. 所管部署についての基本的な考え方」についてご説明いたします。

整理すべき課題および現状等として、5点を挙げております。

1点目は、施設全体を一体的に指定管理者に管理運営させるためには、市長部局または教育委員会のいずれか一方に所管を一元化する必要があるということとなります。

2点目は、中央地域交流センター、現在の中央公民館につきましては、ご案内のとおり、来月1日付で教育委員会から市長部局へ移管することが決定しております。

3点目は、図書館の管理等につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会の職務権限とされております。

ただし、条例で定めることにより、職務権限の特例として市長が管理等を行うことができる旨の規定がございます。なお、この場合においても、図書館は社会教育法に基づく社会教育機関であることに変わりはなく、教育委員会と密に情報共有を行い、連携していくこととされています。

4点目は、ホール機能につきましては、現在は総務部が市民会館を所管しておりますが、本施設を文化振興の拠点として位置付けたいと考えていることから、文化を所管する部署への移管を検討したいと考えております。

5点目は、文化に関することにつきましても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会の権限とされています。ただし、こちらについても条例により職務権限の特例を設け、市長が管理等を行うことが可能とされています。

これらの整理すべき課題および現状を踏まえ、検討事項2として、吾妻公園文化芸術施設の所管を市長部局とし、設置管理条例の制定および指定管理者の選定手続きに向けて、検討を進めたいと考えております。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項に基づき、図書館及び文化に関する事務を市長が管理・執行することを定めるため、木更津市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の改正について、検討を進めてまいりたいと考えております。

す。

次に、6ページをご覧ください。

こちらは、教育に関する事務の一部を首長へ移管している他自治体の事例を整理したものです。図書館に関する事務および文化に関する事務については、東京都や神奈川県などにおいて、同様の事例がございます。

続いて、7ページをご覧ください。

「4. 運営主体についての基本的な考え方」についてご説明いたします。

こちらの表は、吾妻公園文化芸術施設について、指定管理者が管理・運営を行う場合において、公共性、専門性及び安定性の観点から、民間事業者と、市が関与する公的団体である財団法人とを比較したものでございます。

まず、1点目の「公共性」についてです。民間事業者の場合は、収益性を重視した運営となることにより、市の施策に沿った事業展開が困難となる可能性があると考えられます。一方、財団法人の場合は、市の施策に沿った運営や、公益的な事業への積極的な取り組みが期待できるものと考えております。

次に、2点目の「専門性」についてです。民間事業者の場合は、民間ノウハウを活用した事業展開や、専門的な経営、創意工夫が期待されます。財団法人においても、専門的な人材を確保することにより、利用者ニーズに合致した効果的な事業展開が期待できると考えております。

次に、3点目の「安定性」についてです。民間事業者の場合、一般的に5年程度とされる指定管理期間が満了した後に指定管理者が変更された場合や、万が一、期間途中で撤退した場合には、各種事業やこれまで蓄積してきたノウハウが途切れる可能性があります。これに対し、財団法人の場合は、職員や専門人材を安定的に雇用することができ、施設運営に関するノウハウや経験を継承していくことが可能であると考えられます。

以上を踏まえ、検討事項3として、文化芸術施設は本市の文化振興および地域交流の拠点となる施設であることから、運営主体には、市の文化振興や地域交流施策を踏まえた公共性、専門性、安定性が求められます。民間事業者と財団法人を比較した場合、財団法人による運営が望ましいと考えておりますが、現時点では市内に該当する財団法人が存在していない状況です。このため、民間的発想による施設経営を行いながら、各種事業を総合的かつ効果的にプロデュースできる専門人材や、社会教育主事、図書館司書等の専門職を確保し、ノウハウを蓄積していくことを前提として、新たな財団法人の設立について検討を進めたいと考えております。この中では、当初段階において、本市から図書館司書を出向させることも含め、検討を進めていきたいと考えております。

それでは、8ページをご覧ください。

他自治体における事例（千葉県内）、こちらは、県内において財団法人が公共施設の管理運営を担っている他自治体の事例を整理したものです。県内では、いずれもホール施設の管理運営を財団法人が担っている事例となっておりますが、図書館の管理運営を含めた

財団法人の事例としては、武蔵野市の武蔵野文化生涯学習事業団の事例がございます。

続いて、9ページをご覧ください。

「5. 今後のスケジュール」についてご説明いたします。本内容につきましては、先ほどもご説明いたしましたとおり、今月6日に開催された総合教育会議において、ご説明を行いました。その中では、他自治体の事例について引き続き調査研究を行うことや、長期にわたり市の施策に沿った運営が可能となるよう、さらなる調整と検討を進めてほしい旨のご意見を頂戴しております。

こうしたご意見を踏まえ、市長部局といたしましては、今回の基本的な考え方案について検討をさらに深めていきたいと考えております。併せて、教育委員会においても、特に本日ご説明いたしました検討事項1から3を中心に、協議を行っていただきたいと考えております。

そして、本年9月を目途に開催が予定されている総合教育会議において、教育委員会としての検討結果をご報告いただきたいと考えております。その後、総合教育会議での検討結果を踏まえ、必要な調整を行いながら、今回の基本的な考え方を含めた管理運営方針案を取りまとめる予定です。

管理運営方針案がまとめ次第、改めて教育委員会の皆様に共有させていただき、その後、市議会令和8年12月定例会において説明を行い、意見公募等の手続きを進めた上で、令和8年度末までに管理運営方針を決定したいと考えております。

これまで、本施設に係る附属機関の委員として、中原副議長におかれましては、図書館協議会を代表し、「図書館は引き続き直営での運営が望ましい」とのご意見を度々頂戴してまいりました。その中で、今回の基本的な考え方（案）において、必ずしもそのご意見を十分に反映できていない点につきましては、大変心苦しく感じております。

しかしながら、本施設が複合施設であり、一部のみを直営で運営することが構造上困難であること、また、図書館の規模が拡大する一方で、市職員の大幅な増員が難しいといった現実的な制約もがございます。こうした条件を踏まえつつ、利用者にとって最も望ましい管理運営体制は何かという点を最優先に、教育委員会事務局とも協議を重ね、本案を取りまとめたものです。

本協議会委員の皆様にとっては、必ずしも理想的な形とは言えない部分があることは承知しておりますが、図書館が担う文化振興の役割の重要性を踏まえ、完全に民間事業者へ委ねるのではなく、財団法人の運営に市が関与しながら、現在の図書館が培ってきたノウハウやネットワークを引き続き生かすことが可能な、より望ましい形の一つとして整理したものでございます。

本市といたしましては、市長部局と教育委員会という組織の枠を超え、全ての文化芸術施設の利用者にとって利用しやすく、かつ充実したサービスを提供できる管理運営体制の構築に向け、引き続き検討の精度を高めてまいりたいと考えております。

図書館協議会委員の皆様におかれましては、今後ともご意見やご提案を賜りながら、ご協

力をいただけますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(小山議長)

ただいま企画部から説明がありました。本件につきまして、ご質問やご意見、また確認事項がございましたらお願いいたします。

なお、今回は管理運営に係る基本的な考え方の提示となりますので、移転そのものに関するご意見や、施設に関するご質問につきましては、控えていただければと思います。

それでは、ご質問・ご意見はいかがでしょうか。

篠島委員、お願いします。

(篠島委員)

篠島と申します。よろしくお願いいたします。

資料作成ご苦労様でした。

最初に、この施設の管理運営のあり方についてですが、私たち図書館協議会委員の中で、図書館運営について専門的に調べている者は、それほど多くないのではないかと考えております。私自身も、公益財団法人について十分な理解があるわけではありません。

そこでお願いですが、直営についてはある程度イメージできますが、指定管理者制度や公益財団法人とはどのようなものなのか、その違いや特徴について簡単に結構ですので、わかりやすくご説明いただきたいと思います。これが一点目です。

次に、資料中の比較表についてですが、まず管理運営の基本的な考え方の中で、直営と指定管理を比較し、その次に運営主体についての基本的な考え方の中で、民間事業者と公益財団法人を比較していますが、直営・民間事業者・財団法人という三つの運営形態について、同一の観点で比較していないため、全体像が少し分かりづらかったです。例えば、三つの運営形態を同じ項目、例えば六つの観点で比較する形にはできなかったのか、という点です。

また、比較表の中で、メリットとデメリットが明確に整理されていないため、具体的な違いが分かりづらかったです。さらに細かい点として、直営と指定管理の比較における市民サービスの向上の項目で、運営者の変更や撤退のリスクがあると記載されているにもかかわらず、評価が“○”となっている点について、その評価の考え方が分かりにくいと感じています。リスクが伴うのであれば、なぜ高い評価になるのか、その理由をもう少しご説明いただきたいと思います。

加えて、この運営者の変更や撤退のリスクについてですが、仮に指定管理者が変更された場合、そこで働いている職員は全て入れ替わる、あるいは継続できないという話も耳にしております。その点について、どのように考えておられるのか、併せてお聞かせいただければと思います。

私も以前、図書館に勤務していた経験があります。その際、指定管理者が変更となる契約更新の場面に立ち会いましたが、そのとき業者からはっきりと次のように言われまし

た。「もし次回、別の会社が指定管理者になった場合、私たちはあくまで会社の職員なので、現在働いている職員は全員引き上げることになります」と、つまり、3月31日まではA事業者が運営し、4月1日からはB事業者に切り替わるとなれば、現場が大きく混乱することは避けられません。その結果として、サービスの低下が生じてしまうのではないかと、という懸念があります。この点について、どのようにお考えなのか、ご意見を伺いたいと思います。

また、市民サービスの向上という観点で指定管理が優位と整理されていますが、その内容は、主に一般行政的な管理運営の部分に限定されているように感じます。図書館における専門的な奉仕活動、すなわち専門性を要するサービスとの比較がなされていないのでしょうか。例えば、選書や蔵書管理、司書が専門知識を活かして行うレファレンスサービスなど、図書館特有の業務についての評価や考え方が、比較表の中には記載されていないように見受けられます。

図書館は、単なる公的な“貸本屋”ではありません。多様で専門性の高いサービスを通じて、市民の学びや生活を支える社会教育機関です。実際、市民サービスの低下を理由に、指定管理から再び直営に戻した自治体も存在しますが、そのような事例について調査は行われたのでしょうか。この点についてもお伺いしたいと思います。

次に、運営主体として想定されている公益財団法人についてです。

公益法人であるとはいえ、収益事業をどのように考えているのかが気になります。図書館は原則として無料で利用される施設ですし、公民館機能についても、部屋の貸出による使用料収入は、多くの場合、限定的であると思われるます。

ホールについては、定員がおおよそ700名規模と聞いていますが、可動式の座席や、舞台の奥行きが十分でない点など、施設構造上の制約もあると認識しています。例えば、クラシックコンサートや演劇公演などは、舞台の奥行きが必要となるため、実施できる演目が限られてくるのではないかと懸念しています。

さらに、音響機材や照明機材を操作する専門オペレーターをどのように確保するのか、また、市の施設である以上、市主催の公演事業や成人式、各種大会なども開催されると思いますが、それらの運営や調整については、どのように整理されているのかも気になるところです。公益性を重視するのであれば、必ずしも営利を最優先に考える必要はないと思いますが、その一方で、仮に赤字が続いた場合、監査や議会への説明責任をどのように果たしていくのかといった問題も生じてくるはずですが。

以上が、私が今回の資料および説明を受けて疑問に感じた点です。

ご見解をお聞かせいただければと思います。

(小山議長)

はい、ありがとうございます。

先々を見据えた大変重要なお意見をいただいたと受け止めております。

企画部よりご説明をお願いいたします。

(企画部)

それでは、ご質問について順にお答えいたします。なお、説明が不足している点がございましたら、改めてご指摘いただければと思います。

まず、財団法人についてご説明いたします。

財団法人は、市が出資者あるいは設立の母体となり、出資金を拠出した上で設立登記を行います。その後、理事会等の法人組織を構成し、プロパー職員、すなわち財団を運営する専属の職員を一定数配置した体制で、事業運営をスタートする形を想定しております。その後、本施設について指定管理者としての指定が正式に決定しましたら、指定管理料を原資として、実際に現場で働く職員の雇用など、具体的な運営体制の整備を進めていくことになると考えております。

次に、指定管理者制度についてですが、図書館においても一部導入されている自治体があり、近隣自治体でも既に導入している事例も見受けられます。この制度は、施設の管理運営を、市に代わって民間事業者または指定管理者に包括的に委ねる制度であると認識しております。

次に、比較表の構成についてのご指摘です。

六つの項目を一覧で比較していない理由についてですが、本資料は、一つずつ段階的に検討を深めていく構成を取っております。

まず、4ページの表において、全て直営と一体的に指定管理を比較しています。その比較を踏まえ、検討事項1として、一体的に指定管理を行う方向が望ましいという整理を行いました。その上で、次の段階として、一体的に指定管理を行う場合、その主体は民間事業者か、それとも財団法人かという点を整理するため、7ページの表において、民間事業者と財団法人を比較しております。

このように、検討を段階的に深掘りしていく構成としているため、すべてを一つの表にまとめて比較する形は取っていない、という資料構成となっております。この点については、ご理解いただければと思います。

続いて4ページの吾妻公園文化芸術施設の管理運営における直営と指定管理の比較として撤退リスクがあるにもかかわらず、評価が“○”になっている点についてです。

確かに、指定管理を行う場合、撤退リスクは存在しますが、一方で、窓口の一元化によるワンストップで利便性の高いサービス提供や、柔軟な雇用によって開館時間を拡大するなど、利用者ニーズへの対応といったメリットが大きいため、市民サービス全体の観点で総合的に判断し、“○”と評価しております。

なお、撤退リスクそのものについては、7ページの表において、改めて整理しています。民間事業者の場合については、安定性の項目において“△”と評価し、指定管理者の変更や撤退が生じた場合には、事業の継続性や、これまで蓄積してきたノウハウ・経験が途切れる恐れがある点を明確に示しております。このように、リスクを認識した上で、項目ごとの評価と全体評価を整理しているという構成となっておりますので、その点をご理

解いただければと思います。

さらに市民サービスについてのご指摘につきまして、補足してご説明いたします。

まず、市民サービスの向上という点についてですが、4ページの比較表では、市民サービスの向上について指定管理が優位と整理しております。一方で、ご指摘のとおり、レファレンスサービスなど、図書館における専門的なサービスについても考慮すべきではないか、とのご意見として、直営が“△”となっている点についてのお話がございました。

この点につきましては、検討を深掘りする中で、民間事業者と財団法人を比較した場合、財団法人であれば、専門的な人材を確保し、利用者ニーズに合致した効果的な事業展開を行うことが可能であると考えております。図書館サービスを含めた専門性、安定性、継続性の観点から、十分なサービス提供が可能であるという評価に基づき、財団法人については、該当項目をすべて“○”と整理しているところです。

次に、収益事業についてです。

ご指摘のとおり、施設の構造上、大規模なオーケストラ公演等の開催が難しい点については認識しております。その上で、本施設において可能な範囲で収益を上げていくことは考えておりますが、収益確保を最優先とするものではありません。収益はあくまで手段の一つであり、公共性を重視した運営を行うこと、また図書館機能を含めた専門的なサービスを十分に確保することを前提とした上で、財団法人による運営がより望ましいのではないかと、という結論に至っております。

また、実際の舞台運営や音響・照明などの専門的なオペレーションにつきましては、今後財団法人をどのような形で設立・運営していくかを検討する中で整理していくこととなりますが、一般的には、専門性の高い分野については、外部の専門業者へ業務委託を行うことも想定されます。

ただし、これらの点につきましては、現時点で具体的な方針が固まっているわけではなく、検討を始めた段階であることをご理解いただければと思います。

以上が、現時点での考え方となりますが、ほかにご不明な点等がございましたら、改めてご質問いただければと思います。

(箕島委員)

参考までに申し上げますと、私自身、過去に文化振興の業務に携わった経験があります。例えば、ある程度知名度のある劇団を招聘する場合、20年ほど前でも、パッケージで400万円以上の経費がかかっていました。仮に定員700席のホールで公演を行うとすると、単純計算でも1枚当たり6,000円程度のチケット価格設定が必要になります。この価格を地域の方々がどう評価するか、という点は、常に慎重に考えなければならない問題です。このような事業を継続的行わなければ運営は成り立たず、特に光熱費などの固定費が大きな負担になると考えられます。

一方で、舞台オペレーションについては、高度な専門性が必要な部分もあれば、一定の訓練を受ければ対応可能な部分もありますが、演目の内容によって必要な体制は大きく異

なります。

図書館についても同様に、多くの市民の方は本を借りるという行為のみを想定して利用されているかもしれませんが、本来、図書館サービスの中核はレファレンスサービスにあります。このレファレンスが十分に機能しなければ、図書館サービスとしての価値を大きく損なうこととなります。

こうした点も含め、図書館の専門性について、もう一段踏み込んだ検討を行っていただきたいというのが、個人的な意見です。

(小山議長)

ありがとうございます。それでは、次に進んでもよろしいでしょうか。

それでは、ほかにご意見はいかがでしょうか。

長島委員、お願いいたします。

(長島委員)

長島と申します。よろしくお願いいたします。

8ページの他自治体における事例について伺います。財団法人が公共施設の管理運営を担っている事例が一覧で示されていますが、図書館に関する事例が見当たらないように思います。この点については、どのように整理されているのでしょうか。

(小山議長)

それでは、企画部お願いします。

(企画部)

8ページに記載している県内事例につきましては、いずれもホール施設の管理運営を財団法人が担っているものであり、図書館の管理運営まで含めている事例はございません。全国的に見ましても、財団法人が図書館を運営している事例は多いとは言えない状況です。その中で、資料の最下段に記載しておりますとおり、武蔵野市では武蔵野文化生涯学習事業団が、図書館を含めた複合施設の管理運営を行っている事例があります。現在は、この事例について情報収集を行っており、今後、当該財団へのヒアリング等も含め、実際の運営状況や課題、支障が生じていないかといった点について、さらに検討を深めていきたいと考えております。

(小山議長)

長島委員、いかがでしょうか。

(長島委員)

この質問をした理由をお話ししますと、図書館が財団法人による運営になっている事例が少ないのは、どう考えても収益が見込める事業ではないからだと思っているからです。

一方で、武蔵野市の事例を見ますと、文化ホールなどと一体となって運営されており、文化ホールは稼働すれば必ず使用料収入があります。単に施設を借りるだけでも数十万単位の使用料が発生しますし、大規模な事業が入れば、数百万円単位のお金が動くこともあります。そうした施設と一体になっているからこそ、全体としての採算が成り立っている

のではないかと思います。

しかし、本市の施設について考えると、先ほど叢島委員も指摘されていましたが、正直なところ、大きな収益が見込めるホールとは言えないのではないかと感じています。公民館機能についても、近年は有料化が進み、利用者にとっては決して小さくない負担ではありますが、公共事業全体から見れば、収入としてはごくわずかなものだと思います。

そのような中で、この施設の中心となる機能は何かと考えれば、やはり図書館ではないでしょうか。しかし、その図書館は収益を生む施設ではありません。収益を生まない機能が施設全体の大部分を占める中で、財団法人に運営を任せただけの場合、財団が収益を考えるとと言われても、実際には非常に難しいのではないかとというのが、正直な感想です。

そもそも公共事業とは、私たちの生活に不可欠でありながら、採算が取れないからこそ公が担ってきたものだと思います。その中で、この計画では民間的な視点を取り入れるとか、採算性稼働率を高めるなどといった表現が多く用いられており、民間ベースの考え方、すなわち採算性を重視する発想が前面に出ているように感じます。

しかし、博物館や美術館、図書館といった文化施設は、長い間、採算が取れないことを前提として運営されてきました。そうした分野に十分な投資をしてこなかった結果、日本では芸術を生業とする人材が育ちにくかった、という歴史的な背景もあると思います。

もちろん、採算性を重視するとランニングコストは無視できませんが、それだけを重視したときに、本当にこの施設が長期的に成り立つのか、非常に不安があります。図書館に関して言えば、資料の選定などには高度な専門性が必要です。かつて、書店に図書館運営を全面的に任せ、大きな問題が生じた事例があったかと思いますが、あれも“本を売ること”と“図書館という文化を担うこと”の本質的な違いを理解できていなかったことが原因ではないでしょうか。

先ほど、財団法人に市から司書を出向させることも検討しているというお話がありましたが、指定管理者の運営を最終的にチェックするのは市になります。その際、市はどのような視点で、図書館運営が文化的価値を担保できているのかを判断するのでしょうか。

図書館には、長年培われてきた図書館学という学問があり、それに基づく専門的な知見を持つ職員が、この市には多く在籍しているはずですが、そうした職員を出向させただけで、市が財団法人の運営を評価し、監督することが本当に可能なのか、そこに大きな不安を感じています。文化というものは、エビデンスやアカウンタビリティだけでは測りきれない分野だと思います。それを理解する方たちがいない中で、誰が、どのような立場で判断していくのかがわかりません。申し訳ない言い方になりますが、この計画全体の基本理念が非常に浅薄で、採算性や稼働率といった数値だけに引っ張られていると、木更津の文化が抜け落ちてしまうのではないかと強く懸念しています。

そうした点について、市としてどのようなお考えをお持ちなのか、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

発言が具体的を欠いていて申し訳ありませんが、お願いします。

(小山議長)

企画部、お願いします。

(企画部)

ありがとうございます。

ただいまご指摘いただきました点につきましては、私どもとしても、本資料自体が複合施設を前提に作成しているため、図書館機能のみに特化した内容になっていないことから、特に採算性の面で図書館と必ずしもなじまない部分がある、というご指摘をいただいたものと受け止めております。

とりわけ、採算性という観点につきましては、私どもとしても図書館の運営において収益を上げることが目的とし、コスト削減を最優先に考えているわけではなく、施設全体を一体的に運営することにより、例えば、これまで機能ごとに管理者や責任者を配置し、それぞれに指揮命令系統が存在していた体制を見直し、施設全体として一本化された管理体制を構築することで、人件費などの間接的なコストを抑えることが可能になるのではないかと考えております。その意味で、私どもが申し上げている採算性とは、図書館単体での収益確保を指すものではなく、施設全体としてのコスト構造を最適化する中で生み出されるコスト削減効果を想定しているものでございます。

7ページに示しました民間事業者と財団法人の比較につきましても、先ほどご指摘があったとおり、営利を重視する民間事業者による運営には不安がある、というご意見を踏まえた整理となっております。そうした点から、民間事業者に委ねるよりも、市が関与する財団法人の方が、公共性を確保しながら、採算性のみに偏ることなく、文化的価値を重視した運営が可能ではないかと考えております。

また、財団法人においては、職員が継続的に業務に携わることにより、文化施設や図書館に関するノウハウを段階的に蓄積していくことが可能になります。5年ごとに運営主体が変更となる可能性のある民間事業者による指定管理と比べ、市としての文化的価値や図書館の役割を、組織として内部に根付かせていくことができる点が重要であると考え、このような比較を行っております。

なお、財団法人は一朝一夕に立ち上がるものではありませんので、設立にあたっては、これまで市の司書たちが培ってきた図書館運営に関するノウハウを十分に反映させ、それを土台として、しっかりとした組織へと育成していきたいと考えております。その中には、図書館司書がこれまで市として取り組んできたレファレンスサービスや、郷土資料に関する運用などについても、確実に継承していけるものと考えております。

また、モニタリングの観点につきましては、指定管理者として財団法人に運営を委ねる場合であっても、市の内部には、当然ながら、その運営内容を適切に判断・評価できる職員を配置する必要があります。そうした職員が所管課として指揮監督を行い、財団法人の運営状況をモニタリングしていく体制を構築することで、専門性が十分に担保されているか、文化的価値が適切に維持・発展されているかについて、市として責任をもって判断し

ていきたいと考えております。

以上が、現時点での私どもの考えでございます。

(小山議員)

長島委員、いかがでしょうか。

(長島委員)

つまり、財団において経営を完結させるのではなく、市が必要な予算を拠出し、その中で財団が運営を行うという理解でよろしいのでしょうか。

(小山議員)

それでは、企画部からお願いします。

(企画部)

指定管理者制度という形になりますので、年間に必要な経費につきましては、指定管理料として、市から財団へ支払うこととなります。その上で、財団側において自主的な工夫を行い、例えばホールにつきましては、市民利用を中心とした構想であるため、大きな収益を見込むことは難しいかもしれませんが、稼働率の向上を図ることで、得られた収入をサービスの充実にあてていくことも考えられるのではないかと考えております。

(長島委員)

そうすると、市が財源を負担し、仮に採算が取れない場合であっても、それは公共性の観点から市が支えていく、という理解でよろしいですか。

(小山議長)

企画部、お願いします。

(企画部)

おっしゃるとおり、事前に指定管理料を算定し、この施設を運営するために必要な経費を市として見積もった上で、その範囲内で運営していただくことが基本となると考えております。

(小山議長)

長島委員、いかがでしょうか。

(長島委員)

そうしますと、例えば市の組織を再編して、市長部局に一元化した上で、市の内部組織としてこの施設を運営する場合と、わざわざ財団を設立して委託する場合とで、何がどのように違ってくるのでしょうか。

(小山議長)

企画部、お願いします。

(企画部)

その点につきましては、まず直営か一体的に指定管理を行うのかという、4ページで示している入り口の議論に戻るかと思います。本施設は、構造上、ここからが図書館、ここからがホール、と明確に区切れる造りになっておらず、一部のみを指定管理、残りを

直営とする運営が困難な構造となっています。

そのため、すべて直営か一体的に指定管理か、という選択がまず必要になります。すべて直営とした場合、建物は一つであっても、教育委員会、市長部局といった所管の違いにより、内部でいわゆる縦割り構造が生じてしまう点が、大きな課題になると考えております。そうした点から、一体的に一つの主体、今回であれば財団法人に任せた方が、効率的な管理運営が可能ではないかと考えているところです。

(長島委員)

よろしいでしょうか。

今のお答えは、市の内部組織を再編しない場合のお話であると思います。私が伺っているのは、市長部局の下に、この施設の管理部門を設けて直営で行う場合と、わざわざ管理者として財団を指定する場合とで、何が違うのか、という点です。

要するに、市の組織をつくって運営するのと、指定管理者を設けて委ねるのは、何が違うのか、ということです。

(企画部)

つまり、直営で全て行う場合と、指定管理者に委ねる場合の違い、というご質問になりますでしょうか。

直営で行うこと自体は不可能ではありませんが、市職員には雇用条件や人件費の基準があり、また、現在、市全体として職員の確保が難しい状況にあります。開館時間が長くなる施設を、市職員のみで運営することは、現実的には大きな負担となります。

一方で、市とは異なる組織に運営を委ねることで、市の人事制度よりも柔軟な雇用形態を取ることが可能となり、人材確保の面で一定のメリットがあると考えています。

(小山議長)

長島委員どうですか。

(長島委員)

市の業務をダウンサイジングしていく上での利点がある、という理解でよろしいのでしょうか。その点については理解しました。

加えて、これを進めるにあたり、疑念を持っているわけではありませんが、一点気になっていることがあります。

本来であれば、管理の在り方はこうあるべきという議論がされるべきだと思われませんが、その議論がなされないまま各フロアが独立しない構造にするという設計にしてしまったのではないか、あるいは、最初からダウンサイジングを目的として、財団法人や指定管理者に運営を任せる構想があり、その前提でこの設計になったのではないか、という点です。

この点について、ここにいらっしゃるお二人を責めても仕方がないため、あえてお答えを求めるつもりはありません。しかし、もし明確な構想がないまま現在の建物の設計に至ったのだとすれば、それは非常に場当たりの仕事だったと言わざるを得ませんし、もし

財団ありきの考え方だったとすれば、施設を建設してしまった以上、管理は財団を設立して行うしかないという状況に追い込まれてしまうことになります。

仮に直営で行おうとしても、人手が足りず、そもそも無理であったということになるのでしょう。そのような事情から、すべてを公開してしまうと舵取りが難しくなる、という判断も理解できなくはありません。しかし、ここまで決めてしまった以上、この先はこの方法しかないという状態で市民にヒアリングを行っても、仮に「絶対に反対だ」という意見が多数出たとして、それで計画が白紙に戻るかといえば、そうではないように感じます。

先ほども、図書館に関して多くの意見が寄せられたにもかかわらず、それに応えられなかったというお話がありましたが、すでに構想の中で進む方向が決まっているのではないかと、という印象を強く受けました。

行政の進め方にはさまざまな事情があることは承知していますし、船頭多くして船山に上るといのように、多くの関係者がいる中で簡単に物事が決まらないことも理解しています。しかし、特に文化に関する分野について申し上げると、正直に言って木更津市は文化水準が低いと感じています。文化施設の扱い方もそうですし、それらを利用している団体が、円滑に活動できない状況が次々と進んでいるように思われます。

このままでは、文化的な地盤沈下が進み、都内などからの移住者も減ってしまうのではないのでしょうか。そう考えると、文化施策について、もう一段踏み込んだ取り組みをしていただきたいと強く感じています。

もっと計画が固まる前の段階で、幅広く意見を聞いていただきたいこと、そして文化について理解のある方が中心となって取り組んでいただきたいことを、改めてお願いしたいと思います。

(小山議長)

ありがとうございました。

それでは、ほかにご意見はいかがでしょうか。

箕島委員、お願いします。

(箕島委員)

先ほどもホールに関してお話ししましたが、ホールの機材オペレーションについては、仮に業者が変わったとしても、比較的スムーズに対応できるのではないかと思います。ただし、図書館や公民館については、地域住民とのつながりが深いため、これまで関わってきた職員がいなくなると、困る方も多いのではないのでしょうか。

そのため、ホール部分は委託とし、図書館や公民館は直営とする、という運営方法は考えられないのでしょうか。

(小山議員)

それでは、企画部からお願いします。

(企画部)

ご指摘は、一部を直営とし、一部を指定管理、あるいは委託とすることが可能かどうか、というご質問でよろしいでしょうか。

(箕島委員)

委託という形です。

(企画部)

承知しました。先ほどもご質問がありましたが、すべてを直営で行う場合についてのご説明になります。先ほどご説明したとおり、この施設規模で全てを直営とする場合、市の職員を十分に配置する必要がありますが、現実的には人材確保が非常に難しい状況にあります。そうした理由から、このような形で現在検討を進めているところです。

(小山議長)

箕島委員、どうぞお願いします。

(箕島委員)

そうなりますと、いわゆるプロパー職員の採用が多くなるという理解でよろしいのでしょうか。そうしますと、財団法人で雇用される職員が増えるということになります。

その場合、仮に人件費を抑えようとする、若い職員の入れ替えが中心となり、結果として、これまで何年もかけて育成されてきた専門性の高い職員が定着しにくくなり、人材が育たなくなるという問題が生じる可能性はないでしょうか。

(小山議長)

企画部、お願いします。

(企画部)

プロパー職員をどのように、またどの程度雇用していくかについては、今後、詳細を検討していくことになります。

その中で、仮に財団内に専門的知識を持つ人材を当初から十分に確保することが難しい場合には、市でこれまで勤務してきた職員に、一定期間出向していただき、業務を引き継ぎながら、若手職員の育成を行っていくという方法も一つの選択肢ではないかと考えているところです。

(小山議長)

箕島委員、よろしいでしょうか。

(箕島委員)

はい。

(小山議長)

それでは、ほかにご意見のある方はいらっしゃいますか。

鎌田委員、よろしくお願いします。

(鎌田委員)

恐れ入りますが、少し理解が追いついていない点がありまして確認させてください。

指定管理と財団法人という言葉が両方出てきていますが、吾妻芸術施設については ど

のような形でそれらが関わってくるのでしょうか。その点について説明をお願いしたいのと、あわせて財団法人について、もう少し詳しくご説明いただければと思います。

(小山議長)

企画部、お願いします。

(企画部)

財団法人につきましては、指定管理の受託者となる位置づけになり、指定管理を受ける主体が財団法人である、という整理になります。

一般的には、民間企業が複数集まり、一つの事業体を組成して指定管理を受けるケースも多く見られます。たとえば、ホール運営を担う企業と、図書館運営を担う企業が連携し、共同事業体として指定管理者となるような例です。

それに対し、本件では、財団法人が必要な機能を一体的に担い、一部については外部委託も活用しながら、財団法人自体が指定管理者として運営にあたる形が、最も望ましいのではないかと考えています。

いかがでしょうか。

(小山議長)

鎌田委員、どうですか。

(鎌田委員)

確認ですが、全体については、市が指定管理者に管理を委ねる形を想定しており、指定管理者が財団法人に対して業務を依頼するという理解でよろしいでしょうか。

(企画部)

おっしゃるとおりです。財団法人を指定管理者として指定し、運営を担っていただく形を考えております。

(長島委員)

話が少しずれているように感じますので整理しますと、指定管理者を誰にするかという点について、財団法人を選ぶのか民間業者を選ぶのか、という議論でよろしいですか。

(企画部)

ご質問のとおりです。今回は、市として新たに財団法人を設立し、この施設の管理運営を目的とした財団法人を、指定管理者として指定するという提案をしております。

(長島委員)

ご説明を伺う限り、議論がかみ合っていないように感じます。現在の説明は、財団法人と業者のいずれを指定管理者とするかという比較の話であり、一方で鎌田委員のご質問は、市が指定管理者を介して財団法人に業務を依頼するのかという点にあったのではないかと思います。

その点については、冒頭でご説明した内容で差し支えありません。市が委託先として指定する主体が指定管理者となり、その候補として、市からは財団法人を指定管理者とするか、あるいは業者を指定管理者とするかという提案がなされました。そのうえで、様々な

観点から財団法人を指定管理者とすることが望ましいため、その方向で進めたい、というご提案であったと理解しておりますが、その理解でよろしいでしょうか。

(企画部)

そのとおりでございます。

(鎌田委員)

そうしますと、財団法人は市が設立するという理解でよろしいでしょうか。

そうであれば、市が設立するのであれば直営でよいのではないかと議論になってくると思いますが、その点はいかがでしょうか。

(企画部)

これまでも皆様から同様のご意見をいただいておりますが、市の職員が直接この規模の施設を運営することについては、いくつか課題があると考えております。例えば、一定程度長い開館時間を確保する必要がある中で、市職員がその業務を担うことは、現実的には難しい面があります。そのため、より柔軟な雇用形態を取ることが可能な財団法人を設立し、市としてはその財団法人に運営をお願いしたいと考えております。

(鎌田委員)

ただ、その点については、市の対応が後ろ向きに受け取られてしまう可能性もあるのではないかと思います。

財団法人を設立するにあたっては、多くの方が関わり、条例の改正なども必要になるわけです。その段階でできないと判断するのは、現時点では適切ではないのではないかと感じます。結局のところ、市の努力次第ではないかと私は考えております。

この対応が“逃げ”と受け取られてしまっても、ある意味では致し方ない面があるのではないかとともに思います。

やや愚痴のようになってしまいましたが、率直な不満として述べさせていただきました。

(小山議長)

長島委員、どうぞお願いします。

(長島委員)

現在、特に議論が紛糾している点の一つは、検討事項1とされている部分が、実質的には検討事項ではないのではないかと、という点だと思います。

企画部からは、入口の議論であることのご説明もありましたが、もし直営での運営がもはや不可能なのであれば、その前提を明確に示していただく必要があったのではないのでしょうか。例えば、直営が不可能である理由はこのような理由であり、そのため財団法人を設立し、そこに委託する形が最も現実的であると最初からご説明いただければ、理解できた部分も大きかったと思います。

しかし、実際には、検討の余地がない事項を検討事項として提示されたことで、議論が混乱した一因になったのではないかと感じています。

なお、市の施策や姿勢に対して疑念を持ち、攻撃的な意図をもって発言しているわけではまったくありません。私自身も市民の一人であり、市のために日夜尽力されている公務員の皆様の努力については、十分に理解し、敬意を払っています。

その前提に立ったうえで申し上げると、できないことはできないと、初めから率直に示していただきたかったという思いがあります。後から説明を付け加えるのではなく、市の財政状況や現状を明確に示し、「文化の向上のために施設を整備したいが、運営についてはこのように考えている」「ほかにより良い案があれば、ぜひ検討したい」といった形で議論を共有していただければ、ここまで多方面から意見が噴出することもなく、より建設的な議論になったのではないかと思います。

また、初期段階からそうした情報共有がなされていれば、先ほど蓑島議員がご指摘されたように、一部を直営とし、一部を委託するといった運営形態についても検討の余地があったのではないのでしょうか。市としては構造上、一部直営は不可能であるというご説明もありましたが、仮に直営としたほうが採算の取れる部分が存在した可能性も、素人考えではありますが、否定できないように感じます。

特に、図書館事業は収益性の確保が難しい部分であると思われるので、例えばその部分を切り離し、ホールや貸室事業に限定すれば、全体としてはもう少し運営が楽になった可能性もあったのではないかと考えました。

もっとも、市として時間をかけて検討された結果、そのような選択肢が適さないと判断されたのかもしれませんが、すべてが決定された状態で情報が提示されると、私たち市民としては、「こうした方がよかったのではないか」といった利便性に関する意見を述べても、実現が難しいと感じてしまいます。ですから、市民をもう少し信頼していただきたいという思いがあります。木更津市民が無理難題を突き付けることはないと考えていますし、皆様が懸命に取り組んでおられることも十分承知しております。

多くの意見を述べてしまいましたが、日頃の感謝の気持ちと、より良い形にしていきたいという思いからの、率直な意見として申し述べさせていただきました。

(小山議員)

ただいまのご意見については、非常によく整理されていたと感じました。

ほかにご意見はございますか。

中原副議長、お願いします。

(中原副議長)

中原と申します。よろしくお願いいたします。

先ほどのご説明の中で、命令系統を一本化するというお話がありました。それにより、組織が縦に一貫してつながるというご説明だったかと思います。そこで確認したいのですが、仮に財団法人とする場合でも、あるいは別の形態とする場合でも、その組織のトップはどのような立場の、どのような人が担うことになるのでしょうか。

また、管轄が教育委員会ではなくなるというお話でしたので、そうすると教育の場から

は外れることとなります。その場合、市の所管となり、市長がトップという位置づけになるのでしょうか。最終的に、誰が責任者として就き、誰がその組織全体を統括するのかという点について、私は十分に理解できませんでした。

もう一点伺いたいのは、地域の皆さんとのつながりについてです。

図書館にとって地域との関係性が非常に大切である、という点は先ほどもご説明いただきましたが、その“大切である”という考え方の中で、最も基礎的かつ基本的な点として、これまで何度も司書の異動をやめて欲しいという要望をお伝えしてきました。

それが実現しなかった理由について、大変疑問に感じています。

今回、出向も可能であるという案が示されており、それにより異動の方向性が生まれるという理解をしています。その中で一部を直営とすることについて、今後検討することが可能なのか、ぜひ伺いたいと思います。

(小山議長)

企画部、お願いします。

(企画部)

まず、命令系統についてのご質問にお答えします。

財団法人内部の体制としては、施設全体を統括する責任者として、いわゆる施設管理センター長のような役職を置くことになると考えております。呼称についてはセンター長なのか、別の名称とするのかは未定ですが、何らかの長を配置する想定です。

その下には、施設全体を総合的にプロデュースする役割を担う人材などを配置することも考えられます。ただし、財団法人の組織構成の具体的な在り方については、今後検討していく段階にあります。

ご質問の趣旨としては、教育委員会から市長部局へ所管が移った場合、組織として誰が最上位の責任者になるのか、という点かと思えます。その場合、施設の所管は市長部局に移り、組織上のトップは市長という位置づけになります。つまり、これまで教育委員会にあった権限が市長部局に移行し、市長が最上位という整理になります。

(中原副議長)

おっしゃったとおり市長がトップとなりますと、その下に置かれる財団法人については、誰を財団法人のトップに据えるのか、という点が次の論点になります。その点も含めて伺いたいのですが、現在示されているスケジュールを考えると、この時点で財団法人の設立や体制について一定程度の方向性が見えていなければ、今後のスケジュールと整合しないのではないかと感じます。その点はいかがでしょうか。

(企画部)

スケジュールにつきましては、現在、教育委員会との協議を始めたばかりという状況です。ご指摘のとおり、検討事項として提示している点が多くなっておりませんが、市長部局だけで決定できない事項も多いため、現時点では検討事項という形でお示ししています。

今後の予定としては、令和8年度中に管理運営方針を定め、その方針を踏まえて、令和

9年度から財団法人設立に向けた準備を本格的に進めていく想定です。

設立準備を担当する部署については、現時点では私どもになるのか、別の部署になるのかも含めて確定していない状況ですが、令和9年度には財団法人設立の動きが具体化してくるものと考えています。

(中原副議長)

もう一点、先ほどお願いした件として、図書館司書の確保についてです。

地域住民との関わりを大切にするとおっしゃっていましたが、そのためには、これまで地域で機能してきた司書の存在が非常に重要だと考えています。ここが断たれてしまうと、先ほども多くの方から指摘があったように、地域の文化が途切れてしまう恐れがあります。こうした点について、何とか確保する方法はないのでしょうか。

(企画部)

その点につきましては、現在の考えとしては、当面の間は司書である市の職員を一定期間、財団法人に出向させる形が望ましいとの認識であります。しかしながら、出向できる人数については今後の検討事項となります。

財団法人に出向した場合、その職員は基本的に他の業務を兼務することなく、財団法人業務を主たる職務として担うこととなります。

また、3年ごとの異動が必ず行われるとは限らず、状況によっては継続的な配置も可能になると考えています。その点については、財団法人という組織形態であるからこそ、比較的安定した雇用が可能になるのではないかと認識しております。

(小山議長)

以上の説明でよろしいでしょうか。

よろしいでしょうか、中原副議長。

(中原副議長)

はい。

(小山議長)

それでは、鎌田委員、お願いいたします。

(鎌田委員)

要望を述べさせていただきます。

これまでのお話の中で財団法人という言葉が繰り返し出てきており、現時点の説明を伺う限りでは、図書館を直営とすることは難しい状況なのではないかと感じています。

しかし、このような大規模なプロジェクトを進めるにあたっては、先ほど長島委員もおっしゃっていたように、設計段階から最終的に直営とするのか、委託とするのか、あるいは指定管理とするのかといった運営形態まで含めて検討すべきだったのではないのでしょうか。そうした視点が欠けていたために、一元管理が困難な施設になってしまっているのだと思います。

もう少し先を見通した、計画的な段取りが必要だったのではないかと感じています。

私自身、社会教育委員および図書館協議会委員を務めておりますが、それらの会議に出席した際には、反対意見が通ることではなく、あくまで意見として受け取られるにとどまり、改善につながるような動きは、この3年から4年にかけて一度もありませんでした。

そのため、市の姿勢として、無駄を省き、できる限り直営で運営できるような努力を、もっと早い段階から行ってほしかったと思っています。

特に社会教育の分野は、学校教育も同様ですが、成果が目に見えにくい分野です。公民館を地域交流センター化する際には、各公民館の稼働率が非常に重視されていましたが、公民館はすべてが同じ条件にあるわけではありません。施設の規模や設備、駐車場の有無なども異なり、地域によっては老朽化が著しく、建て替えが必要なところもあります。

例えば岩根公民館のように老朽化した施設がある一方で、金田地域交流センターのように、新しく整備され、駐車場も完備された施設もあります。このように条件が大きく異なる施設同士を、単純に稼働率で比較しても、新しい施設の方に利用が集中するのは当然のことです。

私自身、25年間図書館業務に携わってきましたが、10年、20年という長い時間を経て、「あのときの取り組みが、こうして実を結んだ」と実感できる仕事です。小学生の頃におはなし会に参加していた子どもが、大人になり、自分の子どもを連れて再び図書館に来てくれる。そうした長い時間軸の中で達成感を得られる分野だと思っています。

それにもかかわらず、数字や予算だけで評価されてしまうのは、非常に悲しいことです。社会教育施設は、行き場のない思いや悩みを受け止め、救うことのできる場でもあります。その重要性を軽く見てほしくありません。決して行政が軽視しているとは思っていませんが、図書館に関しても、これまで軽視されていると感じる場面が多々ありました。

せっかく多くの費用をかけて新しい施設を整備するのであれば、もう少し真剣に現場の意見を吸い上げ、それを反映していただきたいと思います。今後の方針も含め、その点についてぜひご検討いただけますよう、よろしく願いいたします。

(小山議長)

ありがとうございました。

他にご発言はございますか。

長島委員、お願いいたします。

(長島委員)

先ほどから発言が続いてしまい申し訳ありませんが、確認させてください。

本日お越しくださっている市のご担当者お二人は、図書館の運営についてどの程度ご存じでしょうか。また、本施設にはホールも併設されており、音楽ホールや演劇利用の際に、どのような形で人員が配置され、どのように運用されていくのかについて、どの程度把握されていらっしゃいますでしょうか。

さらに、公民館の運営についても、どの点に配慮が必要で、どのような行事が行われ、どのように利用されているのかについて、十分にご理解されているでしょうか。

失礼な言い方で恐縮ですが、あまりご存じではないのではないかと感じていますが、いかがでしょうか。

(小山議長)

企画部、お願いいたします。

(企画部)

おっしゃるとおりでございます。私どもは日常的にそうした業務に直接携わっているわけではございません。そのため、どこまで理解しているのかと問われますと、正直なところ、十分とは言いがたい部分があると認識しております。

そのため、私どもといたしましては、取りまとめの立場として、各公民館職員の意見、図書館職員の意見、またホールを運営する所管部局の意見について、それぞれヒアリングを行ってまいりました。そうした意見を総合的に勘案し、どのような運営形態が望ましいのかを検討したうえで、今回の判断に至ったというのが率直なところでございます。

(小山議長)

ありがとうございます。

(長島委員)

なぜこのような質問をしたかと申しますと、施設整備や計画の多くが、社会教育とは異なる専門分野の方々によって進められてきたからです。

この施設の整備にあたって、さまざまな協議がなされたとは思いますが、社会教育の現場に精通していない方々が方針を決定してきた結果、実際に社会教育や教育現場に立つ者としては、「それは問題ではないか」と感じる状況が生じているのだと思います。

これを変えるべきだと繰り返し指摘しても、先ほど鎌田委員もおっしゃっていたように、単なる愚痴として受け取られ、建設的な議論にならないのが現状です。

そこで、建設的な提案として申し上げたいのは、財団法人のトップには、社会教育に精通した方を配置すべきではないかという点です。この施設は社会教育施設であり、その分野に明るくない方、たとえ経営手腕があったとしても、社会教育への理解が乏しければ、運営の中身が伴わなくなると考えます。

できれば、社会教育の中でも、図書館、公民館、そして舞台芸術・音楽といった分野のいずれか、あるいは可能であればこれら三分野すべてについて十分な知見をお持ちの方に就いていただきたいと強く思います。すでに候補となる方の名前が挙がっている可能性もあるかもしれませんが、しかし、例えば学校関係者を考えた場合でも、校長一人をとってみても、体育分野を中心に実績を積んできた方、学校改革に力を注いだ方、文化面を重視してきた方など、さまざまな経歴の方がいます。単に教育経営の経験があるという理由だけで人選を行えば、成功しない可能性が高いと思います。やはり“餅は餅屋”であり、文化面でさまざまな実績を積んできた方を慎重に検討し、適任者を選んでいただかなければ、この指摘も結局は愚痴になってしまいます。

正直なところ、すでに決まった方針を今から覆すことは難しいと感じています。工程表

も逆算して作成され、路線はすでに固まっているのだらうと推察しています。これはあくまで私個人の意見ではありますが、他の委員の皆さまがどうお考えかは分かりません。

それでも、今からでも変えられる部分があるとすれば、それは中身、すなわち人選です。ここを慎重に考えていただかなければ、本当に木更津の文化は死んでしまいます。そう言えるほど、この施設は大きな責任を伴うものだとして認識していただきたいと思います。

多くの音楽の先生方から、1,500席規模の音楽ホールを整備してほしいという要望が出されておりました。その理由は、小中学校の音楽会において、すべての児童・生徒を収容できるホールが市内に存在しないからです。現状では、音響面に課題のある演説向けの施設で実施せざるを得ません。しかし、計画された施設を見てみると、座席数が抑えられ、しかも可動式の椅子を備えたホールとなっておりました。これは非常に残念に思います。

図書館についても、本来であれば、資料が体系的に整理され、誰もが検索しやすい構造であるべきです。しかし、廊下部分に大規模なギャラリーが設けられています。一見魅力的ではありますが、蔵書管理という観点から見たときに、本当に適切なのかは疑問が残ります。さらに、大きな音を出す活動を行う団体が、公民館機能の部分を利用し、隣接する音楽ホールからは静かにしてほしいと求められる。このように三つの機能が干渉し合う構造になってしまっています。これは、各活動の実態を十分に理解しないまま計画が進められた結果だと思えます。

こうした調整を適切に行えるのは、各分野すべてを理解している人材です。図書館だけ、公民館だけといった単独の視点ではなく、複合施設として一元化するからこそ、今申し上げた点を重く受け止めていただきたいと考えています。

(小山議長)

ありがとうございました。

いろいろとご意見をいただきましたが、まだほかにもご意見があるかと思えます。

それでは、多喜委員お願いいたします。

(多喜委員)

先ほど多くのご意見が出ましたが、私も同じような気持ちです。ぜひ心に留めていただきたいと思い、発言させていただきます。

私自身、以前、市民が集まってどのようなホールがよいかを話し合う場に参加し、周囲の方々からもさまざまなお話を伺いました。先生方がおっしゃっていたように、良いホールが欲しいという声は確実にあったと思います。

先日、他自治体のホールで、私の知人が演奏する機会がありましたが、スタンドマイクを使用した演奏で、専用のホールとは明らかに音の響きが異なり、とても残念に感じました。演奏自体は大変素晴らしかったのですが、十分にその良さが伝わらない環境でした。このような声は、各所から多数上がっていたはずで。

それにもかかわらず、現在のような管理体制となり、また、これまで図書館で尽力され

てきた司書の方々の働きが、軽視されているように感じられる方向へ進んでしまっていることに、強い懸念を抱いています。AIで調べればよいですか、パソコンがあればよいといった考え方がありますが、図書館は本を介して人と人をつなぐ場所であり、人の関与なしには決して成り立ちません。

また、複合施設となったことで、全体的にそれぞれの機能のクオリティが低下してしまっているように感じます。いったいどの声をもとに、こうした形が選ばれたのかと疑問に思います。正直なところ、これも愚痴になってしまうかもしれません。

ただ、間に立って調整を行う立場の方々が大変なご苦勞をされていることも理解しています。そのうえで、これからでも変えられる部分、市のためにより良くなると考えられる点を、ぜひ重要視していただきたいと思います。

重ねてのお願いになりますが、私も、図書館司書の方をどうか異動させないでいただきたいと思います。そして今後も、市のために、図書館司書が学校や地域の方々、子どもたちをつなぐ拠点として機能し続けられるよう、その場所を必ず確保していただきたいと考えています。

(小山議長)

ありがとうございました。

ほかに、皆さまから言い足りないご意見はございますか。よろしいでしょうか。

鎌田委員、お願いします。

(鎌田委員)

企画部に対する意見というわけではなく、このプロジェクト全体の進行に関わるものです。

私はこれまで再三、職員の増員や、有資格者を計画的に確保していく必要性について申し上げてきました。そのような中で、すでに人事異動内示が出ていると他から伺いましたが、これほど大きな事業を進めている最中に、現在図書館の中心となっている副館長が異動となり、また、生涯学習課長も異動されるという動きに対して、市の対応に不信感を抱いています。

少なくとも、この吾妻の文化芸術施設が一段落するまでは、現在の体制を継続するという判断も可能だったのではないかと思います。重要なポストにある方々をこの時期に人事異動させることについて、市として慎重さを欠いているのではないのでしょうか。

教育委員会を含め、上位の立場にある方々には、もう一步踏み込んだ対応をしていただきたいと感じています。今後を見据え、適切で計画的な人事異動について、より一層検討したうえで実施していただければと思います。

(小山議長)

ありがとうございました。

ほかに、この管理運営に関わる点について、まだご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

長島委員、お願いいたします。

(長島委員)

先ほど、司書の方を出向させるというお話がありましたが、その点について要望を申し上げます。

司書の方々は、市の職員として雇用されている立場にあります。出向という形を取ることで、その位置づけが曖昧になり、気がついたら市の職員ではなくなっていた、あるいは元の職場に戻れなくなってしまった、というような事態が起こらないよう、十分に配慮していただきたいと考えています。

例えば、司書が10人いる中で5人しか出向できず、残りの5人が今後永遠に図書館業務に関われなくなる、というようなことが決して起こらないようにしていただきたいと思います。雇用された方がそれぞれの能力を十分に発揮でき、かつ人権がきちんと守られる体制を整えていただきたいと強く感じています。

どうぞよろしくお願いいたします。

(小山議長)

はい、ただ今の意見は要望としてよろしく申し上げます。

ほかにご意見はよろしいでしょうか。

それでは、本日はいろいろなご意見をいただき、ありがとうございました。

皆さまが図書館をととても大切に思っていること、また、今後整備される吾妻公園文化芸術施設を楽しみにされていることが、よく伝わってまいりました。より充実した図書館施設となるようお願いし、本議題はこれで終了とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(全委員)

よろしくお願いいたします。

(小山委員)

それでは続きまして、その他報告に移ります。

事務局、お願いいたします。

(北村館長)

図書館館長の北村です。

たくさんの貴重なご意見をいただき、心より御礼申し上げます。

私から、2点ほどご報告申し上げます。

まず1点目、本日の議題として取り上げられました、吾妻公園文化芸術施設の管理運営に係る基本的な考え方についてです。先ほどご説明したスケジュールのとおり、本件につきましては、令和8年度に改めてご審議いただく予定としております。

例年、第1回の協議会開催時期は7月としておりますが、来年度につきましては、例年より早い時期の開催を予定しております。日程につきましては、後日改めてご相談させていただきたいと考えておりますので、皆さまのご理解とご協力を賜りますよう、よろしく

お願い申し上げます。

続きまして2点目、4月1日付け人事異動についてご報告いたします。先ほど話題にも上がりましたが、人事異動内示が出ておりますので、改めてご報告いたします。

まず、図書館からの転出者についてです。

石渡副館長は、生涯学習課へ転出となります。また、本日はこの場におりませんが、丸山主査が生涯学習課へ、竹内主査が資産税課へ、それぞれ転出となります。

続きまして、転入者についてご報告いたします。

職員課から溝口係長が、図書館副館長として転入となります。あわせて、生涯学習課から石川主査、営繕課から高橋副主幹が、それぞれ図書館へ転入となります。なお、溝口係長および石川主査につきましては、令和8年度の図書館協議会に関わる予定となっておりますので本日同席しております。どうぞ引き続き、よろしくお願いいたします。

それでは、令和8年度も引き続き、皆さまのご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします申し上げます。

以上をもちまして、報告とさせていただきます。

(小山議長)

ありがとうございました。

以上をもちまして、本日予定されておりました議題はすべて審議を終了いたしました。皆さま、ありがとうございました。

それでは、進行を事務局へお返しいたします。よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

長時間にわたり貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

先ほど館長から説明を差し上げたとおり、新年度を迎えたのちに、今回ご提案いただいた内容につきまして、改めてご意見を伺う機会を設けたいと考えております。引き続き、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、私自身もこのたび異動となりますが、図書館とまったく関係のない部署へ異動するわけではありません。今後も引き続き、図書館がより良いものとなるよう応援し、関わっていきたいと考えております。

また、新たに着任する3名につきましても、いずれもこれまで図書館勤務の経験がある職員ですので、安心して引き継ぎを行っていきたいと思っております。

以上をもちまして、令和7年度第2回図書館協議会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

議事録署名人 委 員 多喜 成美

委 員 鎌田 節子